

令和5年6月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

議案第67号	福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2	頁
議案第71号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	4	頁
議案第72号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	20	頁
議案第73号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	25	頁
議案第63号	令和5年度福島市一般会計補正予算（第3号）	・・・	30	頁
議案第64号	令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	・・・	34	頁

市民・文化スポーツ部

議案 第67号 福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する条例制定の件 (市民・文化スポーツ部所管分)
 (議案書 P26)

福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

天然芝コート和管理方法を直営から指定管理者制度へ移行するための整理

2 条例改正の背景及び内容

十六沼公園内にあるサッカー場のうち、天然芝コートは、令和元年10月に供用を開始した。天然芝の育成には、初期養生期間として高度な知識と技術を要することから、これまでJ1スタジアムの管理業務の経験がある業者へ業務委託し、供用をしながら養生を図ってきた。

一般的に5年と言われる天然芝の初期養生期間を経過する見込みであり、芝の定着が順調に進んでいることから、同一公園内にある人工芝コートと一体的に管理を行い、利用者の利便性を向上するため、令和6年度からの指定管理者制度の更新に向けて条例を改正するもの。

これまで指定管理者による管理外としていた条例中「天然芝コートを除く。」の文言を削除する。

3 具体的な影響

利用者においては、指定管理となることで、公共施設予約システムでの空き状況等の確認が可能となるほか、システム内において天然芝、人工芝コートの一体的な利用による大会や練習等の調整が容易になり利便性が向上する。芝の養生管理についても同一公園内で情報共有が可能となり、芝の生育状況に併せて利用促進を図ることができる。

施設の管理は、直営施設として個別に受付業務を委託していたが、受付業務が指定管理業務に集約されるため、受付業務委託費が削減される。

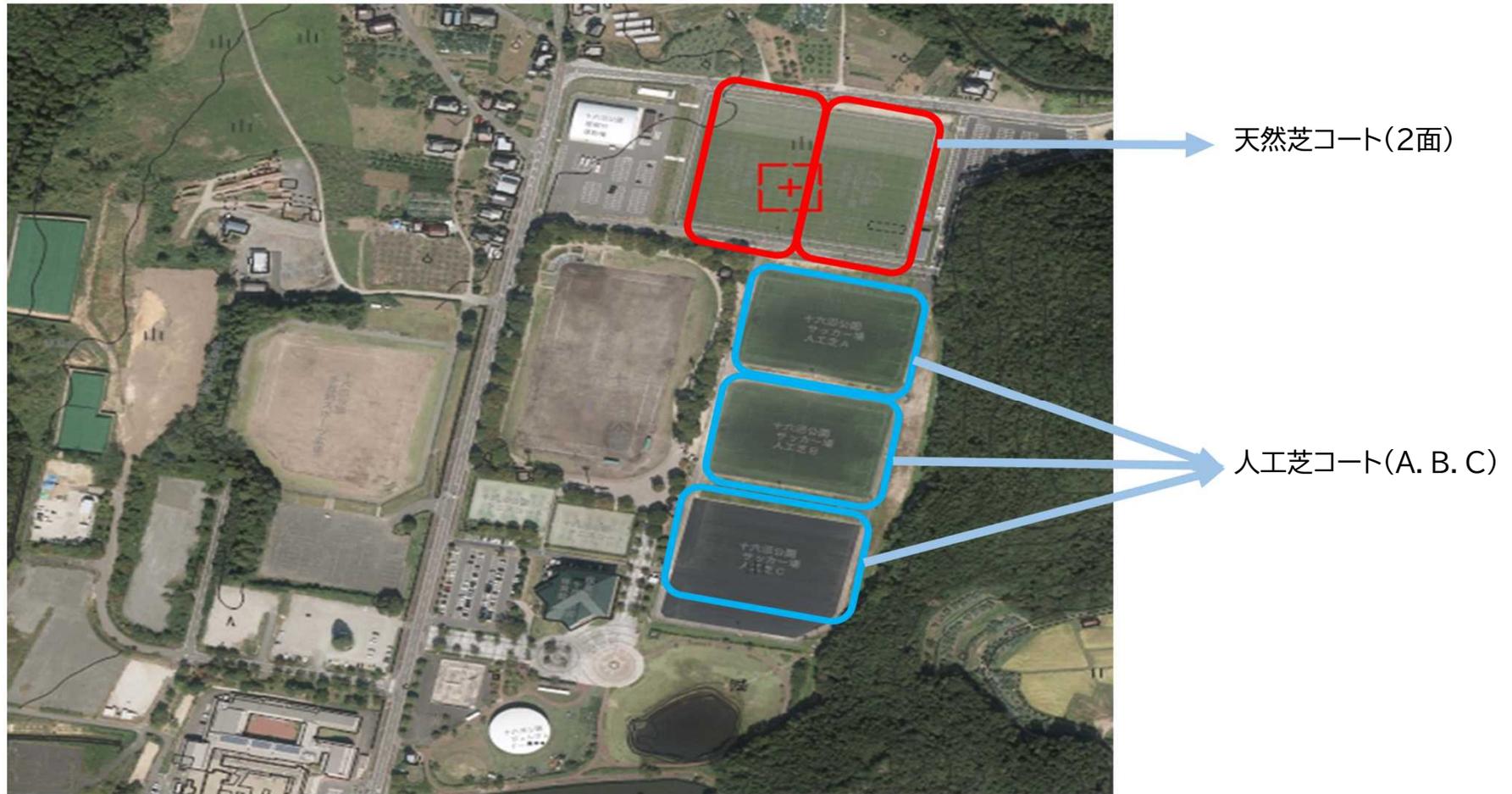
4 条例施行予定日

公布の日

【福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する条例 新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 市長は、サッカー場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にサッカー場の管理を行わせる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 市長は、サッカー場(天然芝コートを除く。以下この条から第16条までにおいて同じ。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にサッカー場の管理を行わせる。</p> <p>2・3 (略)</p>

【十六沼公園 図】



至 フルーツライン

議案第 7 1 号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P 3 4 ~ P 3 5)

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正する項目

- (1) 国民健康保険税額の上限額の引上げ (第 3 条)
- (2) 国民健康保険税額の軽減判定の見直し (第 1 4 条の 2、第 1 4 条の 3)
- (3) 税率の改正 (第 4 条、第 5 条、第 6 条の 2 ~ 第 6 条の 4、第 7 条、第 1 4 条)
- (4) 1 8 歳以下の子ども 2 人目以降に対する均等割減免について所得制限の廃止 (第 1 5 条の 3)

2 条例改正の背景及び内容

- (1) 持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療保険の保険料に係る被保険者の負担を公平なものとする必要があり、また、高齢化に伴う医療費の膨張に対するため、年収が高い加入者の負担を増やす一方、中間所得層の保険税の負担上昇の緩和を図るため国民健康保険税額の上限額を引き上げる。

下表のとおり後期高齢者支援金等課税額 (支援分) を引き上げる。

区分	医療分	支援分	介護分	計
現 行	65万円	20万円	17万円	102万円
増 額	変更なし	<u>2万円</u>	変更なし	<u>2万円</u>
改正(案)	65万円	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>

(2) 国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について見直しが行われたことをうけ改正を行う。

	令和4年度 令和3年中の所得が下記の金額以下の世帯	令和5年度 令和4年中の所得が下記の金額以下の世帯
7割軽減判定所得基準額	43万円 +10万円×(給与所得者等(※1)の人数-1)(※2)	43万円 +10万円×(給与所得者等の人数-1)
5割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) +(28万5千円×被保険者等(※3)の人数)	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) +(29万円×被保険者等の人数)
2割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) +(5.2万円×被保険者等(※3)の人数)	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) +(5.3万5千円×被保険者等の人数)

※1 給与所得者等:給与収入が55万円を超える給与所得者と公的年金等の収入金額が60万円(65歳未満)または125万円(65歳以上)を超える公的年金等に係る所得がある方

※2 給与所得者等の人数が2人以上の場合に加算される

※3 国民健康保険に加入中の者と特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主と世帯構成が変わらない方)

(3) 令和4年度に引き続き、令和11年度に予定されている県統一保険税率に備え、急激な負担増を防ぐために段階的に税率を改正していくとともに、所得額に応じて課税される応能割(所得割)と所得にかかわらず固定費的な意味合いを持つ応益割(均等割、平等割)のバランスの調整と、医療分・支援分・介護分について適正な課率へ是正を行う。下表のとおり、医療分・支援分・介護分について改正する。

		医療分			支援分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現 行	税 率	6.60%	18,700	18,300	2.70%	7,300	7,200	2.80%	10,000	6,200
	割 合	55.19%	27.94%	16.87%	55.38%	27.74%	16.88%	52.38%	30.90%	16.72%
改正案	税 率	6.50%	19,700	18,300	2.60%	7,800	7,200	2.60%	10,000	6,200
	割 合	53.94%	29.02%	17.04%	53.70%	29.24%	17.06%	50.93%	31.70%	17.37%
増 減	税 率	△0.10%	1,000	0	△0.10%	500	0	△0.20%	0	0
	割 合	△1.25%	1.08%	0.17%	△1.68%	1.50%	0.18%	△1.45%	0.80%	0.65%
国が示す割合(令和5年度)		46.30%	37.60%	16.10%	46.30%	37.60%	16.10%	46.00%	37.80%	16.20%

(4) 令和4年度から開始された国による未就学児の均等割軽減措置において、所得制限の規定が設けられなかったことから福島市独自の18歳以下の均等割減免の規定においても所得制限を廃止する改正を行う。

世帯の総所得金額 (基礎控除後)	改正前 (令和4年度まで)	改正後 (令和5年度以降)
600万円以下	18歳2人目以降 <u>全額免除</u>	18歳2人目以降 均等割額全額免除
600万円超	18歳2人目以降 <u>対象外</u>	

要件	年度	減免額 (円)		
		18歳以下の子どものうち 2人目以降制限なし	令和4年度	全額
	令和5年度	全額	27,500	医療分(19,700円) + 支援分(7,800円)

3 条例施行予定日

公布の日から施行 (令和5年4月1日から適用)

4 具体的な影響

- (1) 高額所得者の課税額が増加する。限度額超過世帯について限度額引き上げ分課税額が増える。
市全体として賦課額が10,042千円増加する。(税率改正後に賦課限度額が増加したことによる賦課額増額分)
- (2) 当初予算見込みの5割、2割軽減措置世帯は8,868世帯だが軽減判定所得基準額を引き上げることによる対象世帯数の増減は微増。
- (3) 課率調整により、40歳以降64歳までの負担は減少。それ以外の世代では、微増。
(未就学児の軽減、18歳以下の減額に該当するものを除く)
賦課額が約12,000千円程度減少する。(賦課限度額改正後、税率改正前後による比較)
- (4) 18歳以下の子ども2人目以降均等割が3,492千円減(前年度繰越金より補てん)
- (5) 軽減を反映し、税率、課税限度額改正後の一人当たりの調定額の比較
・医療分 106円増 ・支援分 47円増 ・介護分 283円減

	調定総額	
	(千円)	一人当たり(円)
現 行	4,320,796	84,986
改正案	4,314,204	84,857
増 減	△6,592	△129

	区分ごと一人当たり(円)		
	医療分	支援分	介護分
現 行	55,360	21,732	7,895
改正案	55,466	21,779	7,612
増 減	106	47	△283

《ケース1》

(単位:円)

- ・営業所得 300万円
- ・40代後半夫婦
- ・18歳未満の子ども2人(小中学生各1人)
合計4人世帯の場合

※上段:子ども均等割減免額等

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和5年度	300,600	△ 27,500 102,500	31,700	△ 27,500 434,800
令和4年度	310,800	△ 26,000 98,000	31,700	△ 26,000 440,500
差	△ 10,200	△ 1,500 4,500		△ 1,500 △ 5,700

《ケース2》

(単位:円)

- ・営業所得 300万円
- ・30代前半夫婦
- ・18歳未満の子ども1人(未就学児1人)
合計3人世帯の場合

※上段:未就学児1/2減額

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和5年度	233,800	△ 13,700 68,700	25,500	△ 13,700 328,000
令和4年度	238,900	△ 13,000 65,000	25,500	△ 13,000 329,400
差	△ 5,100	△ 700 3,700		△ 700 △ 1,400

《ケース3》

(単位:円)

- ・給与収入 90万円
- ・60代前半夫婦
合計2人世帯の場合

※上段:法定7割軽減額

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和5年度	0	△ 52,500 22,500	△ 22,100 9,500	△ 74,600 32,000
令和4年度	0	△ 50,400 21,600	△ 22,100 9,500	△ 72,500 31,100
差	0	△ 2,100 900		△ 2,100 900

5 モデルケース

《ケース4》

(単位:円)

- ・営業所得 132万円
- ・20代後半夫婦

合計2人世帯の場合

※上段:法定2割軽減額

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和5年度	80,900	△ 11,000 44,000	△ 5,100 20,400	△ 16,100 145,300
令和4年度	82,700	△ 10,400 41,600	△ 5,100 20,400	△ 15,500 144,700
差	△ 1,800	△ 600 2,400	0	△ 600 600

《ケース5》

(単位:円)

- ・公的年金収入 300万円
- ・60代後半夫婦

合計2人世帯の場合

年度	所得割	均等割	平等割	計
令和5年度	133,700	55,000	25,500	214,200
令和4年度	136,600	52,000	25,500	214,100
差	△ 2,900	3,000		100

現行(令和4年度)

一般			
区分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.60%	2.70%	2.80%
均等割額 (1人あたり)	18,700 円	7,300 円	10,000 円
平等割額 (1世帯あたり)	18,300 円	7,200 円	6,200 円
特定世帯	9,150 円	3,600 円	
特定継続世帯	13,725 円	5,400 円	

7割軽減		
医療分	支援分	介護分
-	-	-
13,090 円	5,110 円	7,000 円
12,810 円	5,040 円	4,340 円
6,405 円	2,520 円	
9,608 円	3,780 円	

5割軽減		
医療分	支援分	介護分
-	-	-
9,350 円	3,650 円	5,000 円
9,150 円	3,600 円	3,100 円
4,575 円	1,800 円	
6,863 円	2,700 円	

2割軽減		
医療分	支援分	介護分
-	-	-
3,740 円	1,460 円	2,000 円
3,660 円	1,440 円	1,240 円
1,830 円	720 円	
2,745 円	1,080 円	

改正後

区分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.50%	2.60%	2.60%
均等割額 (1人あたり)	19,700 円	7,800 円	10,000 円
平等割額 (1世帯あたり)	18,300 円	7,200 円	6,200 円
特定世帯	9,150 円	3,600 円	
特定継続世帯	13,725 円	5,400 円	

医療分	支援分	介護分
-	-	-
13,790 円	5,460 円	7,000 円
12,810 円	5,040 円	4,340 円
6,405 円	2,520 円	
9,608 円	3,780 円	

医療分	支援分	介護分
-	-	-
9,850 円	3,900 円	5,000 円
9,150 円	3,600 円	3,100 円
4,575 円	1,800 円	
6,863 円	2,700 円	

医療分	支援分	介護分
-	-	-
3,940 円	1,560 円	2,000 円
3,660 円	1,440 円	1,240 円
1,830 円	720 円	
2,745 円	1,080 円	

改正率(額)

区分	医療分	支援分	介護分
所得割率	△ 0.10%	△ 0.10%	△ 0.20%
均等割額 (1人あたり)	1000 円	500 円	0 円
平等割額 (1世帯あたり)	0 円	0 円	0 円
特定世帯	0 円	0 円	0 円
特定継続世帯	0 円	0 円	0 円

未就学児均等割軽減額

区分	医療分	支援分	介護分
均等割額 (1人あたり)	9,850 円	3,900 円	

7割軽減 未就学児均等割軽減額

医療分	支援分	介護分
2,955 円	1,170 円	

5割軽減未就学児均等割軽減額

医療分	支援分	介護分
4,925 円	1,950 円	

2割軽減未就学児均等割軽減額

医療分	支援分	介護分
7,880 円	3,120 円	

【福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 () が改正部分】

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条の2及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条の2及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,700円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,700円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条の2 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.6</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条の2 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.7</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,300円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総</p>

改正後	改正前
<p>所得金額等に100分の<u>2.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者にかぎる。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金所得等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,790円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,460円</u></p> <p>エ～カ (略)</p>	<p>所得金額等に100分の<u>2.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者にかぎる。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金所得等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,090円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,110円</u></p> <p>エ～カ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,850円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,900円</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,940円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,560円</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,350円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,650円</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,740円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,460円</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して</p>

改正後	改正前
<p>得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,955円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,925円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,850円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,170円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,950円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p>	<p>得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,805円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,675円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,350円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,095円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,825円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,920円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,650円</u></p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条第1項において同じ。</u>）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第14条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条において同じ。</u>）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第14条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用</p>

改正後	改正前
<p>保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（雇用保険法施行規則第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が2人以上属する世帯の納税義務者</p> <p>（4）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第14条の規定の適用については、<u>同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」と、「110万円」とあるのは、「125万円」とする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の</p>	<p>保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が2人以上属する世帯の納税義務者<u>（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第14条第1項の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」と、「110万円」とあるのは、「125万円」とする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の</p>

改正後	改正前
<p>2、第7条、<u>第14条及び附則第22項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、附則第19項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び<u>第14条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び<u>第14条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは</p>	<p>2、第7条、<u>第14条第1項及び附則第22項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、附則第19項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び<u>第14条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び<u>第14条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあ</p>

改正後	改正前
<p>「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>るのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5</p>

改正後	改正前
<p>する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>
<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第14条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第14条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第14条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第14条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>
<p>15 (略)</p>	<p>15 (略)</p>
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額</p>	<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の</p>

改正後	改正前
<p>から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>18～23 (略)</p>	<p>合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第14条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>18～23 (略)</p>

議案第72号

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

(議案書P36)

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

減免適用期間の延長

2 条例改正の背景及び内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者の、国民健康保険税減免措置財政支援に対する国からの財政支援については、令和4年度中に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者に係る保険税減免措置に対する財政支援について、令和5年度相当分の保険税額の減免に要する費用について示されていたが、令和5年3月30日付けで国から通知があり、令和5年4月1日に解除された区域(富岡町の一部)が追加されたため、このことについて改正する。

- (1) 財政支援の見直し区域外の該当世帯の令和5年度相当分の国民健康保険税額を全額減免とする。(令和3年度までに避難指示が解除された旧避難指示区域等に居住していたものであって基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯(以下「上位所得層」という。)を除く)
- (2) 令和5年4月1日までに指示が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたもので上位所得層にあたるものは令和5年度相当分の国民健康保険税のうち令和5年4月分から9月分に相当する税額について減免する。

3 条例施行予定日

公布日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

4 具体的な影響

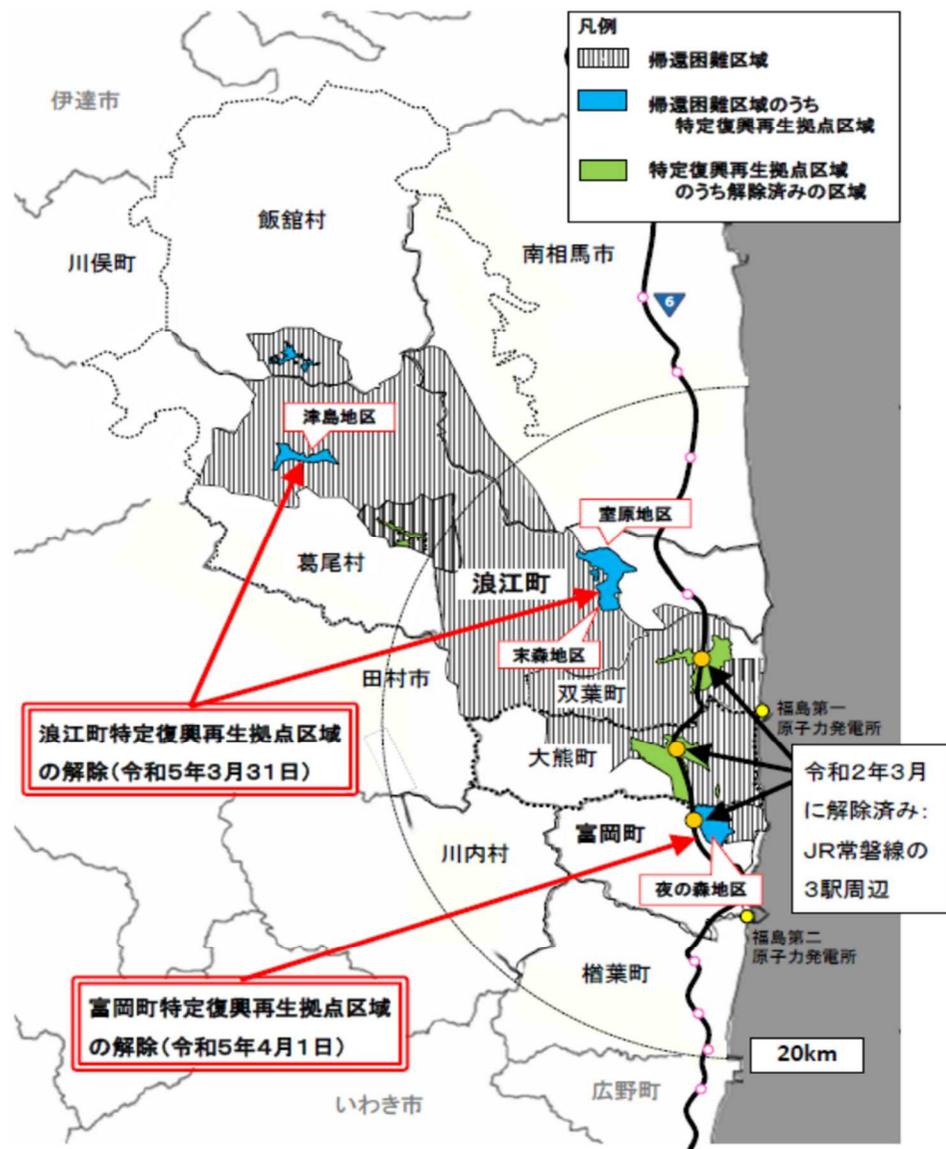
(1) 対象者への影響

- ① 国民健康保険税の減免をうけることができる。
- ② 令和5年4月1日までに避難指示が解除された、特定復興再生拠点区域に居住していた上位所得層の世帯は令和5年4月分～9月分に相当する保険税の額を減免。
※帰還困難区域に指定されている地域に居住していた世帯は所得制限なし。

(2) 市への影響

- ① 影響の内容：上記の措置に伴い、国民健康保険税の増減については未定
- ② 本条例に基づく減免額：174世帯 19,641,300円
- ③ 改正により適用する被保険者：未定 (令和4年度 実績なし)
- ④ 国民健康保険税の減収分は、全額国庫補助で賄われる見込み
復興特会(災害臨時特例補助金) 2/10、特別調整交付金 8/10

避難指示区域の概念図 (参考1)



【東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（ ）が改正部分】

改正後	改正前
<p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) 帰還困難区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により平成25年までに指示され令和5年4月1日までに解除されていない区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。） 保険税の全額</p> <p>(2) 旧避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）及び旧居住制限区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）のうち平成31年4月以降に解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）又は旧帰還困難区域（帰還困難区域のうち令和5年4月1日までに解除された区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。） 保険税の全額</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保険税の減免適用期間の特例)</p> <p>2 平成31年度から令和5年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧居住制限区域、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧避難指示解除準備区域又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成31年度の保険税の額及び令和2年度の保険税の</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) 帰還困難区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により平成25年までに指示され令和4年度までに解除されていない区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。） 保険税の全額</p> <p>(2) 旧避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）及び旧居住制限区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）のうち平成29年5月以降に解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）又は旧帰還困難区域（帰還困難区域のうち令和4年度までに解除された区域）のうち平成31年度若しくは令和4年度に解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。） 保険税の全額</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保険税の減免適用期間の特例)</p> <p>2 平成31年度から令和5年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧居住制限区域、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧避難指示解除準備区域又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成31年度の保険税の額及び令和2年度の保険税の</p>

改正後	改正前
<p>額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用し、令和4年4月1日から令和5年4月1日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成31年度から令和4年度までの保険税の額及び令和5年度の保険税の額のうち令和5年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用する。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成31年度から令和4年度までの保険税の額及び令和5年度の保険税の額のうち令和5年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用する。</p> <p>3・4 （略）</p>

議案第73号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P37～P38)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

減免期間の延長

2 条例改正の背景及び内容

令和4年度に延長した新型コロナウイルス感染症の影響により担税力を著しく喪失したと認められる者に対する国民健康保険税の減免について、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づける方針が示されたことにより、厚生労働省から令和4年度相当分に対する財政支援の通知があったことから、令和4年度相当分の国民健康保険税の減免を行えるように改正を行う。

令和5年度の保険税のうち令和4年度相当分の保険税額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に納期限が到来するものが対象となる。

減免の要件(令和4年度と同様)

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負った世帯については、該当期間内の国民健康保険税を全額減免する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯については、表Ⅰで算出した対象保険税額に表Ⅱの前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免する。

- ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金・損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ② 前年の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が一千万円以下であること。
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が四百万円以下であること。

表 I

対象保険税額 = A × B / C
A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額
C: 当該世帯の主たる生計維持者及び全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表 II

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※主たる生計維持者が事業等の廃止又は失業（非自発的失業者に該当する場合を除く）した世帯は前年の合計所得金額にかかわらず当該事由が生じたことにより担税力を著しく喪失したと認められる期間に係る対象保険税額の全部を免除する。

※複数の減免に該当する場合は減免額の高い方を適用させる。

（例：福島県沖地震の減免とコロナウイルス減免両方該当し、地震減免額が高い場合 ➡ 地震減免額を適用）

3 条例施行予定日
公布の日から施行

4 具体的な影響

(1) 対象者への影響

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した収入に応じて国民健康保険税の減免をうけることができる。

(2) 市への影響

福島市においては令和5年度の保険税のうち令和4年度相当分の保険税減免総額については、令和5年度の特別調整交付金により10分の10に相当する額が財政支援される予定。

5 その他特記事項

- ・ 減免方法等については、介護保険料と共通（国民健康保険税と介護保険料を同時に申請可能）の減免申請書により実施。
- ・ 令和4年度相当分の賦課分の減免については、令和3年收入と令和4年收入を比較し算定。

【新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 () が改正部分】

改正後	改正前
<p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 新型コロナウイルス感染症により保険税の納税義務者の属する世帯（以下「世帯」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該世帯の<u>令和5年度の保険税のうち令和4年度相当分の保険税</u>について当該各号に定めるところにより減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(減免の特例)</p> <p>第3条 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が事業等の廃止又は失業した世帯に係る<u>令和5年度の保険税のうち令和4年度相当分の保険税</u>については、前条第2号の規定にかかわらず、当該者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合を除き、当該事由が生じたことにより担税力を著しく喪失したと認められる期間に係る対象保険税額の全額を免除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2条及び第3条の規定により減免を受ける保険税は、<u>令和5年度に賦課される令和4年度相当分の保険税（令和3年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等（福島市国民健康保険税条例第4条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。）に基づき賦課される保険税に限る。）のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期の末日（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日をいう。）が到来する保険税の額（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の届出がなされなかったことにより令和5年4月1日以降に納期の末日が到来する場合であつて、当該資格を取得した日から14日以内に当該届出がなされたとみなしたならば設定される納期に令和5年4月1日前に納期の末日が到来する納期が含まれる場合における当該納期分に相当する保険税の額を除く。）</u></p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 新型コロナウイルス感染症により保険税の納税義務者の属する世帯（以下「世帯」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該世帯の令和4年度の保険税について当該各号に定めるところにより減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(減免の特例)</p> <p>第3条 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が事業等の廃止又は失業した世帯に係る令和4年度の保険税については、前条第2号の規定にかかわらず、当該者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合を除き、当該事由が生じたことにより担税力を著しく喪失したと認められる期間に係る対象保険税額の全額を免除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2条及び第3条の規定により減免を受ける保険税は、<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>令和4年度に賦課される令和3年度相当分の保険税（令和2年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等（福島市国民健康保険税条例第4条第1項に規定する</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>基礎控除後の総所得金額等をいう。以下この項において同じ。）に基づき賦課される保険税に限る。）のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日をいう。以下この項において同じ。）が到来する保険税の額（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の届出がなされなかったことにより令和4年4月1日以降に納期の末日が到来する場合であって、当該資格を取得した日から14日以内に当該届出がなされたときとなしなれば設定される納期に令和4年4月1日前に納期の末日が到来する納期が含まれる場合における当該納期分に相当する保険税の額を除く。以下この項において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 令和4年度の保険税（令和3年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に基づき賦課される保険税に限る。）のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期の末日が到来する保険税の額</u></p>

議案第63号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第3号）【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P12

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,900,154	△ 25,063	1,875,091	国△ 10,272 県 7,706	-	-	△ 22,497	◇特別会計繰出金 △25,063千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 △25,063千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を減額するもの。 ・保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 17,123千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 (財源：県3/4・市1/4) ・保険基盤安定繰出金(保険者支援分) △21,248千円 国保税調定額の減少等に伴う減額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・未就学児均等割保険税繰出金 704千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・財政安定化支援事業繰出金 △21,642千円 国保税軽減世帯割合の減少等に伴う減額
※補正前の額及び計には財務部納税課分(53,442)含む				<歳入内訳> (補正予算説明書 P10) 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険者支援分 △10,624 ・未就学児均等割 352 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険税軽減分 12,842 ・保険者支援分 △5,312 ・未就学児均等割 176 ※財源は右記のとおり				

議案 第63号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第3号） （市民・文化スポーツ部所管分）

<歳 出> 補正予算説明書 P7~14

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
10 教育費 7 保健体育費 3 体育施設費	492,349	30,000	522,349	-	27,000	-	3,000	◇体育施設費 30,000 ○施設整備事業費 30,000

(1)補正内容

森合運動公園の庭球場(インテックテニスガーデン)は、前回の人工芝張替えから11年以上が経過し、これまで摩耗箇所等は部分的な張替えにより利用が可能な状態を確保してきたが、現在18面中2面(図参照)については、管理棟の目の前にあるため利用者が集中し、摩耗が著しくひどい状況となっており安全な利用環境が確保できないことから利用を停止している。

利用停止中の2面については当初、これまで同様、部分的な張替えを検討したが、競技関係団体等との協議の結果、利用頻度が増えることで部分的な張替えではまた同じ症状が発生することから、全面的な張替えによる対応とするもの。

当施設は、市スポーツ施設において、稼働率の高い施設でもあり、また、今後主要大会の開催も予定されることから早急な対応による利用再開が必要であるため、補正により予算を要求するもの。

【経過】

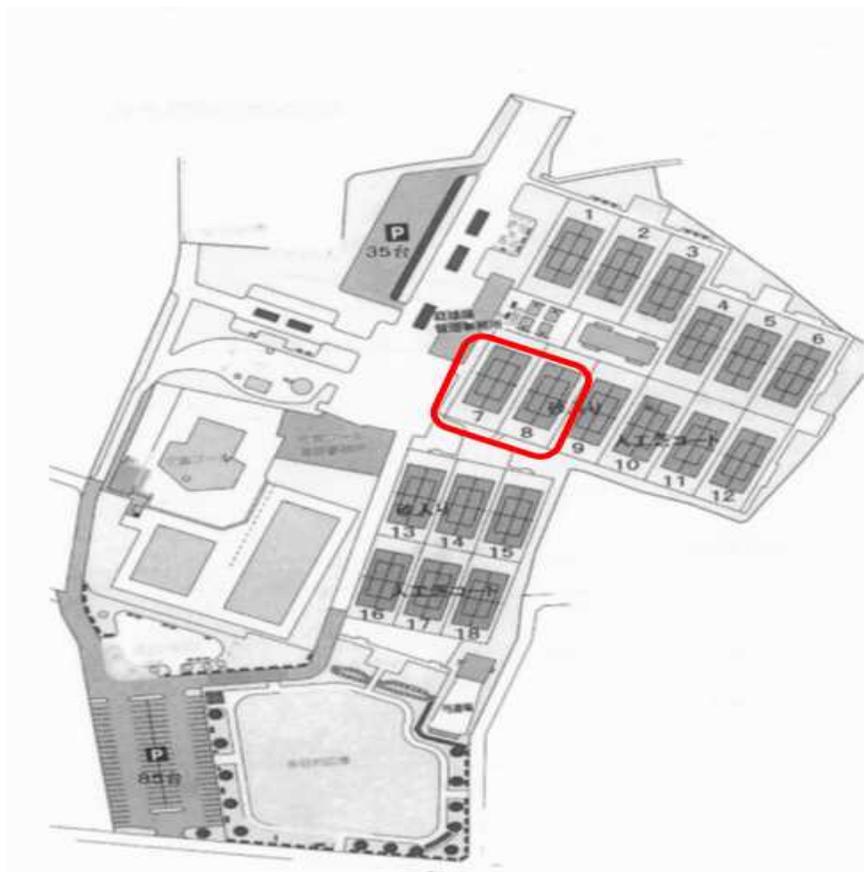
平成23年度 テニスコート全面張替え
随 時 各摩耗箇所等部分張替えにて対応
令和 4年度 No.7,8コートについて、摩耗やめくれが発生し、利用者の安全が確保できないため利用停止。
年度末にかけて関係団体と協議し、全面的張替えが必要と判断。

(2)工事概要

事業費：工事請負費 30,000千円

工 法：人工芝全面張替え(2面) ライン含む

【図】



【状況】

①部分張替えの継ぎ目にめくれ発生(No、7コート)



②摩耗により下地がむき出し(No、8コート)



議案第63号 令和5年度福島市一般会計補正予算(第3号)【文化振興課】

繰越明許費(議案書 P9、P12)

款	項	事業名	金額(千円)
10 教育費	6 社会教育費	古関裕而を活かしたまちづくり事業	16,300

1. 対象事業

古関裕而を活かしたまちづくり事業のうち、古関裕而作曲コンクール

2. 古関裕而作曲コンクールの概要

古関裕而が生まれ育ったまちとして、同氏の名を冠した本市独自の作曲コンクール。将来の作曲家を目指す次世代を担う若者の育成と、世界へ羽ばたく機会の創出を目的として開催。

令和4年度の第1回コンクールでは、クラシック音楽業界の第一人者である池辺晋一郎氏を実行委員・審査委員長に、また、日本三大吹奏楽団の一つであるシエナ・ウインド・オーケストラを演奏者に迎え開催し、全国各地から多数の応募があった。

3. 繰越の理由

コンクール当日の本選会へ昨年度参加していただいた審査員・演奏者の参加が困難となったこと、また同程度の著名な審査員・演奏者の調整も困難であるため。

本選会：令和6年3月 ⇒令和6年6月

議案第64号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)【国保年金課】

補正予算説明書 P18 ~ P24

【歳入】 (単位:千円)

科目	項目	補正前の額	補正額	計
01	国民健康保険税	4,615,749	△ 385,092	4,230,657
	現年課税分	4,410,877	△ 385,092	4,025,785
	滞納繰越分	204,872	-	204,872
02	使用料及び手数料	2	-	2
03	県支出金	16,198,803	7,370	16,206,173
04	財産収入	151	-	151
05	繰入金	1,982,154	△ 25,063	1,957,091
06	繰越金	1	384,676	384,677
07	諸収入	71,112	-	71,112
08	国庫支出金	-	10,030	10,030
	歳入合計	22,867,972	△ 8,079	22,859,893

【歳出】 (単位:千円)

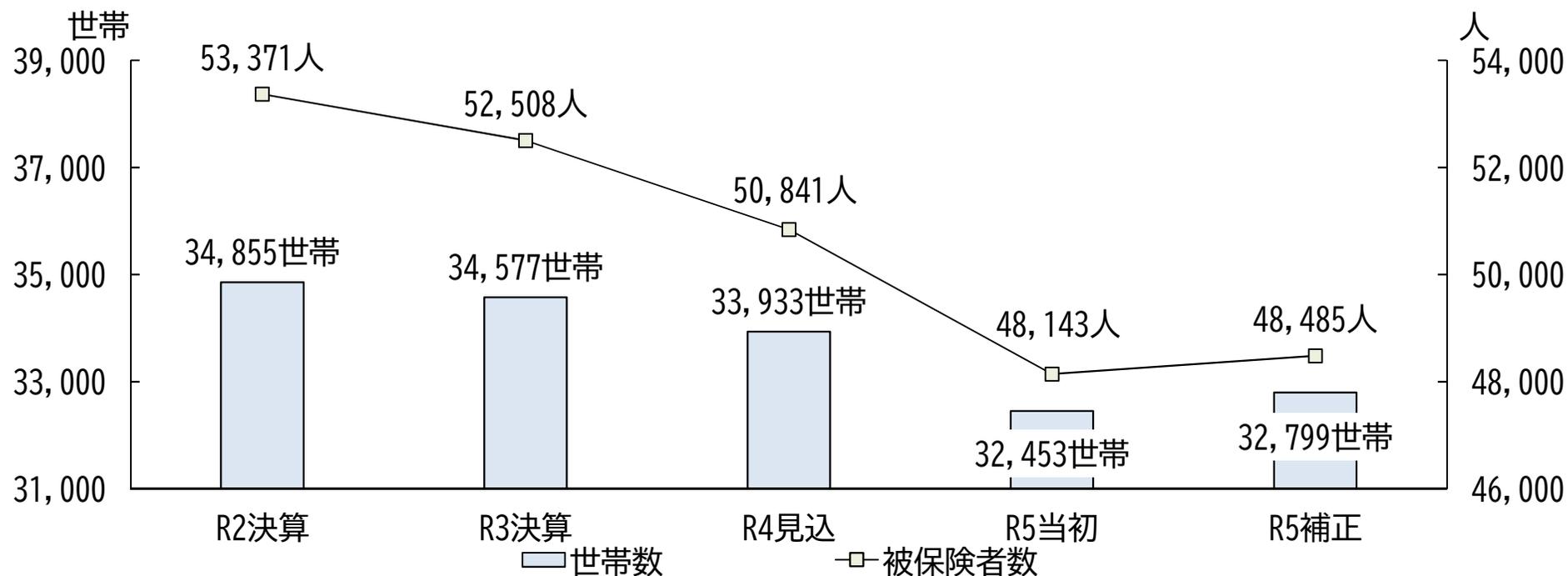
科目	項目	補正前の額	補正額	計
01	総務費	424,973	-	424,973
02	保険給付費	16,071,780	(財源補正) -	16,071,780
03	国民健康保険事業費納付金	6,025,537	△ 8,079	6,017,458
04	保健事業費	258,979	-	258,979
05	基金積立金	151	-	151
06	公債費	1	-	1
07	諸支出金	36,551	-	36,551
08	予備費	50,000	-	50,000
	歳出合計	22,867,972	△ 8,079	22,859,893

議案第64号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

被保険者数と世帯数 (単位：人、世帯)

区分 \ 項目	当初予算	補正見込	増△減
被保険者数	48,143	48,485	342
世帯数	32,453	32,799	346

被保険者数と世帯数の推移



議案第64号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P21 ~ P22

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																
1国民健康 保険税				◇国民健康保険税現年課税分 △385,092千円 被保険者数・世帯数・税率等の見直しに伴い減額するもの。																																
1国民健康 保険税				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1医療給付費分現年課税分</td> <td>2,966,900</td> <td>△ 327,129</td> <td>2,639,771</td> </tr> <tr> <td>2後期高齢者支援金等分現年課税分</td> <td>1,109,025</td> <td>△ 73,747</td> <td>1,035,278</td> </tr> <tr> <td>3介護納付金分現年課税分</td> <td>334,949</td> <td>15,784</td> <td>350,733</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分合計</td> <td>204,869</td> <td>-</td> <td>204,869</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,615,743</td> <td>△ 385,092</td> <td>4,230,651</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前の額	補正額	計	1医療給付費分現年課税分	2,966,900	△ 327,129	2,639,771	2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,109,025	△ 73,747	1,035,278	3介護納付金分現年課税分	334,949	15,784	350,733	滞納繰越分合計	204,869	-	204,869	合計	4,615,743	△ 385,092	4,230,651								
区分	補正前の額	補正額	計																																	
1医療給付費分現年課税分	2,966,900	△ 327,129	2,639,771																																	
2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,109,025	△ 73,747	1,035,278																																	
3介護納付金分現年課税分	334,949	15,784	350,733																																	
滞納繰越分合計	204,869	-	204,869																																	
合計	4,615,743	△ 385,092	4,230,651																																	
1一般被保険者 国民健康 保険税	4,615,743	△ 385,092	4,230,651																																	
3県支出金				◇保険給付費等交付金 7,370千円																																
1県補助金				・普通交付金：控除すべき財源（「国特別調整交付金」及び「災害臨時特例補助金」）追加に伴い減額するもの。																																
1保険給付費等 交付金	16,183,653	7,370	16,191,023	・国特別調整交付金：東日本大震災減免に対する財政支援に基づき追加するもの。（財政支援：8/10）																																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1普通交付金</td> <td>15,938,778</td> <td>△ 32,752</td> <td>15,906,026</td> </tr> <tr> <td>2特別交付金</td> <td>244,875</td> <td>40,122</td> <td>284,997</td> </tr> <tr> <td>1保険者努力支援分交付金</td> <td>101,450</td> <td>-</td> <td>101,450</td> </tr> <tr> <td>2国特別調整交付金</td> <td>35,224</td> <td>40,122</td> <td>75,346</td> </tr> <tr> <td>3県2号繰入金</td> <td>36,667</td> <td>-</td> <td>36,667</td> </tr> <tr> <td>4特定健康診査等負担金</td> <td>71,534</td> <td>-</td> <td>71,534</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,183,653</td> <td>7,370</td> <td>16,191,023</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前の額	補正額	計	1普通交付金	15,938,778	△ 32,752	15,906,026	2特別交付金	244,875	40,122	284,997	1保険者努力支援分交付金	101,450	-	101,450	2国特別調整交付金	35,224	40,122	75,346	3県2号繰入金	36,667	-	36,667	4特定健康診査等負担金	71,534	-	71,534	合計	16,183,653	7,370	16,191,023
区分	補正前の額	補正額	計																																	
1普通交付金	15,938,778	△ 32,752	15,906,026																																	
2特別交付金	244,875	40,122	284,997																																	
1保険者努力支援分交付金	101,450	-	101,450																																	
2国特別調整交付金	35,224	40,122	75,346																																	
3県2号繰入金	36,667	-	36,667																																	
4特定健康診査等負担金	71,534	-	71,534																																	
合計	16,183,653	7,370	16,191,023																																	

議案第64号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P21 ~ P22

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																												
5繰入金 1一般会計繰入金 1一般会計繰入金	1,982,154	△ 25,063	1,957,091	<p>・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の減額に伴う減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td> <td>701,703</td> <td>17,123</td> <td>718,826</td> </tr> <tr> <td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td> <td>431,028</td> <td>△ 21,248</td> <td>409,780</td> </tr> <tr> <td>3未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>7,379</td> <td>704</td> <td>8,083</td> </tr> <tr> <td>4職員給与費等繰入金</td> <td>366,722</td> <td>-</td> <td>366,722</td> </tr> <tr> <td>5出産育児一時金繰入金</td> <td>40,000</td> <td>-</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>6財政安定化支援事業繰入金</td> <td>209,129</td> <td>△ 21,642</td> <td>187,487</td> </tr> <tr> <td>7その他一般会計繰入金</td> <td>226,193</td> <td>-</td> <td>226,193</td> </tr> <tr> <td>・子ども医療費等繰入金</td> <td>82,000</td> <td>-</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金等影響額補填繰入金</td> <td>144,193</td> <td>-</td> <td>144,193</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,982,154</td> <td>△ 25,063</td> <td>1,957,091</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補正前の額及び計には財務部納税課分（53,442）含む</p>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	701,703	17,123	718,826	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	431,028	△ 21,248	409,780	3未就学児均等割保険税繰入金	7,379	704	8,083	4職員給与費等繰入金	366,722	-	366,722	5出産育児一時金繰入金	40,000	-	40,000	6財政安定化支援事業繰入金	209,129	△ 21,642	187,487	7その他一般会計繰入金	226,193	-	226,193	・子ども医療費等繰入金	82,000	-	82,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	144,193	-	144,193	合計	1,982,154	△ 25,063	1,957,091
区分	補正前の額	補正額	計																																													
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	701,703	17,123	718,826																																													
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	431,028	△ 21,248	409,780																																													
3未就学児均等割保険税繰入金	7,379	704	8,083																																													
4職員給与費等繰入金	366,722	-	366,722																																													
5出産育児一時金繰入金	40,000	-	40,000																																													
6財政安定化支援事業繰入金	209,129	△ 21,642	187,487																																													
7その他一般会計繰入金	226,193	-	226,193																																													
・子ども医療費等繰入金	82,000	-	82,000																																													
・国庫支出金等影響額補填繰入金	144,193	-	144,193																																													
合計	1,982,154	△ 25,063	1,957,091																																													
6繰越金 1繰越金 1繰越金	1	384,676	384,677	<p>◇前年度繰越金 384,676千円 財源に不足が生じるため、前年度繰越金を追加するもの。</p>																																												
8国庫支出金 1国庫補助金 1災害臨時特例補助金	-	10,030	10,030	<p>◇災害臨時特例補助金 10,030千円 東日本大震災減免に対する財政支援に基づき追加するもの。（財政支援：2／10）</p>																																												

議案第64号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P23 ~ P24

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2保険給付費 1療養諸費 1一般被保険者 療養給付費	13,899,147	(財源補正) -	13,899,147	国 6,550 県 △ 6,550	-	-	-	◇一般被保険者療養給付費財源補正 国県支出金の追加及び減額に伴い財源補正するもの。
3国民健康保険 事業費納付金 1医療給付費分 1一般被保険者 医療給付費分	6,025,537	△ 8,079	6,017,458	国 3,480 県 13,920	-	-	△ 25,479	◇一般被保険者医療給付費分 △12,900千円 ◇一般被保険者後期高齢者支援金等分 △9,492千円 ◇介護納付金分 14,313千円
1一般被保険者 医療給付費分	4,107,055	△ 12,900	4,094,155	国 2,212 県 8,852	-	-	△ 23,964	納付金額の確定に伴い過不足分を追加又は減額するもの。
2後期高齢者 支援金等分 1一般被保険者 後期高齢者 支援金等分	1,447,460	△ 9,492	1,437,968	国 890 県 3,558	-	-	△ 13,940	
3介護納付金分 1介護納付金分	471,022	14,313	485,335	国 378 県 1,510	-	-	12,425	